

(広報資料)

令和5年8月8日
京都市文化市民局
〔担当：市民スポーツ振興室〕
TEL：075-222-3135

京都市体育館のネーミングライツ通称の使用開始について

令和5年7月にネーミングライツ契約候補事業者を選定した京都市体育館について、下記のとおり命名する通称の使用を開始しますので、お知らせします。

記

1 通称及び使用期間

かたおかアリーナ京都

令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

※なお、京都市体育館は各競技の大規模大会・公式戦利用も多く、これらの開催には事前準備も必要なことから、使用期間の開始初日から円滑に通称を使用するために必要な場合については、使用期間前であっても通称を使用できるものとします。（大会・公式戦の事前準備、広報・印刷物等）

【参考】

1 契約候補事業者

株式会社片岡製作所（代表取締役会長 片岡 宏二）

設 立	昭和43年11月
所 在 地	京都市南区久世築山町140
資 本 金	4億8,570万円
事業内容	レーザー加工システム、二次電池検査システム、ライフサイエンス関連機器等の製造販売

2 価格

年間1,700万円（税込）



京都市体育館